

第2章 自然と共に生きることができる環境の推進のために

第1節 生物の多様性の確保

(1) 野生動植物の生息、生育状況調査

自然界の多様な野生生物はそれぞれが有機物の生産、消費、分解などの役割を担いながら、互いに網の目のような関係を結んで、生態系の循環システムを形作っており、生物の多様性は自然環境の豊かさの指標ともなっている。しかし、近年では、開発や乱獲、環境汚染など様々な人間活動により、生物の多様性が急激に減少している。生物多様性の確保のためには、県内の生物の多様性の状況を適切に把握、評価することが重要であり、県では各種調査を実施するとともに、その成果については、報告書としてのほかインターネットホームページ「みどりのデータバンク」を通じ積極的に提供している。

ア 自然環境保全基礎調査

県では、環境省の委託を受けて、昭和48年度以降自然環境保全基礎調査を継続して実施しているが、平成12年度からは生物多様性保全の観点から全国的な調査により、野生生物種の分布状況の全体像を把握するため、種の多様性調査（第2期）として、中・大型哺乳類の分布状況についての調査を開始した。

イ レッドデータブック作成

近年、各種の自然環境の改変、土地利用形態の変更等に伴い野生動植物の生息、生育に対する影響が増大し、本県においても特定の生物種の著しい減少が見られていることから、県域における健全な生物多様性確保を図るため、平成11年度より野生生物の生息生育状況を評価し、絶滅に瀕している野生生物の現状を取りまとめた資料（レッドデータブック）の作成事業に着手しており、平成13年度には、「動物編」を編集する予定である。

(2) ビオトープのネットワークの形成

ビオトープは「野生生物の生息空間、生物の回廊」等と訳され、多種類の動物・植物が一つの生態系を構成し、共同体として生息・生育できる、あるまとまりをもった環境を意味している。生物の多様性を高めていくためにはこうした「ビオトープ」のネットワークの形成を図ることが重要であり、今後、技術的手法に関する調査・研究を行うとともに、生き物の生息・生育環境に配慮した河川・緑地の整備、昆虫類の食樹・食草、鳥類が好む実のなる木の植栽などを進めていく。

(3) 絶滅のおそれのある動植物の生息、生育環境の整備

ア 希少野生動植物種保護増殖事業（アベサンショウウオ）

アベサンショウウオは、環境庁による「両生類・爬虫類のレッドリスト」の中で絶滅危惧A類に分類され、また、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生生物種に指定された非常に貴重な両生類である。

これまで兵庫県及び京都府のみに分布するとされていたが、福井県内で生息することが確認された。しかしながら本種に関する本県内の生息状況については全く知られていないため、本種の保護を適切に図っていくことを目指し、平成10・11年度において生息状況を把握するための調査を行った。この結果は、本種の保護のため慎重な配慮を行いつつ、関係機関、研究所などに提供することで今後の調査研究及び保護対策に活用していく。

イ 希少野生生物種保存事業（イヌワシ）

国内希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）、天然記念物（文化財保護法）に指定されている希少猛禽類であるイヌワシについては、本県においても生息環境の悪化が指摘されており、平成2年度から6年度まで生息状況の調査を行った。

その結果、当初の推定個体数より少ない12～20羽の生息しか確認されず、生息および繁殖状況から今後もさらに個体数が減少していく可能性が高く、継続的な調査検討が必要であることが確認された。

このため、平成8年度より生息地ごとに、繁殖状況、繁殖失敗原因の推定、繁殖成功に必要な餌動物量の推定などについて詳細な調査を行い、保護対策を検討している。

(4) 狩猟、有害鳥獣駆除の現況

ア 鳥獣保護区、休猟区等の設定

野生鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休猟区、銃猟禁止区域・鉛散弾規制地域(平成12年度より設定)を設定している。(表2-7-4参照)

これらの設定は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に定める鳥獣保護事業計画に基づき毎年度行っており、現在は平成8年度において策定した第8次鳥獣保護事業計画(平成9年度から13年度)により実施している。

イ 狩猟

狩猟をするためには、知事の行う狩猟免許試験に合格し、狩猟免許を取得した後、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県知事の狩猟者登録をすることが必要である。

平成12年度の狩猟免許交付状況、狩猟者登録証交付状況および狩猟者による鳥獣捕獲数は表3-2-1～表3-2-3のとおりである。

表3-2-1 狩猟免許交付状況(平成13年3月31日現在)

免許区分	交付数
甲種(網、わな)	303
乙種(銃器)	807
丙種(空気銃、ガス銃)	42
計	1,152

表3-2-2 狩猟者登録証交付状況(平成12年度)

登録区分	県内者	県外者	計
甲種	217	44	261
乙種	719	743	1,462
丙種	72	6	78
計	1,008	793	1,801

表3-2-3 狩猟者による鳥獣捕獲数(平成12年度)

鳥類名	捕獲数	獣類名	捕獲数
カモ類	6,327	イノシシ	2,228
スズメ類	2,073	オスジカ	593
キジ	1,805	ノウサギ	53
ヤマドリ	1,109	タヌキ	121
カラス類	840	クマ	76
キジバト	370	キツネ	33
ヒヨドリ	670	テン	6
ムクドリ	24	アナグマ	1
シギ類	73	ハクビシン	8
ゴイサギ	2	オスイタチ	5
計	13,293	計	3,124

狩猟者により捕獲される鳥獣のうちでは、特にシカ・イノシシが近年著しく増加しており、生息数の増加を一要因とする農林業への被害が拡大しつつある。

鳥獣の違法捕獲等の法令違反の取締りについては、関係機関と連携し、違反・事故の根絶に

努めているが、特に、カスミ網による密猟についてはヘリコプタ - による空からの監視を行っている。

また、狩猟鳥の保護増殖のため、人工飼育されたキジを鳥獣保護区および休猟区に標識を付けて放鳥するとともに、放鳥効果測定のための生息状況等の追跡調査を行っている。

ウ 有害鳥獣の駆除

鳥獣による農林水産業、生活環境への被害を防止するため、被害者等の申請により、有害鳥獣駆除許可証を交付し、適切な駆除に努めている。従来、この許可については知事の権限となっていたが、できるだけ速やかに駆除が行えるよう平成 9 年 4 月 1 日より市町村長に権限を委譲した。（ただし、クマについては人または家畜に危害を及ぼすおそれのある場合に限る。）

表 3 - 2 - 4 有害鳥獣捕獲許可による鳥獣捕獲数（平成 12 年度）

鳥類名	捕獲数	獣類名	捕獲数
カモ類	40	クマ	35
カラス類	3,138	イノシシ	621
ドバト	90	サル	224
その他	167	シカ	176
計	3,435	計	1,056

第2節 多様な自然環境の保全と回復

1 貴重な自然の保全

(1) 自然公園、自然環境保全地域の保全

県内の自然公園（白山国立公園、越前加賀海岸国定公園、若狭湾国定公園および奥越高原県立自然公園）および自然環境保全地域（榑俣自然環境保全地域、池河内自然環境保全地域）等のすぐれた自然について、今後とも自然公園法、福井県立自然公園条例、自然環境保全条例等法令に基づき、その適正な保全を図る。

また、自然公園内の利用拠点施設である自然保護センター、海浜自然センターを中心に、すぐれた自然地域の保全の重要性について普及啓発を進めるとともに、自然公園指導員、自然公園管理協力員等ボランティアの協力も得て、きめ細かな管理を図る。

(2) 自然環境保全条例に基づく保全

自然環境保全地域、自然公園、保安林、都市公園、市街化区域、用途地域および風致地区等の区域以外における一定規模以上の開発行為は福井県自然環境保全条例に基づき事前に届け出ることが義務付けられている。届出を要する行為は、宅地の造成、ゴルフ場、スキー場、遊園地またはキャンプ場の建設、水面の埋立てまたは干拓および土地の開墾その他土地の形質の変更で、一団地の土地の総面積が1ha以上の行為である。

これらの行為に対し、県は自然環境の保全のために必要があると認めるときは、助言または勧告をすることができる。

平成7年度から11年度までの5か年間の届出（国・地方公共団体の通知を含む。）状況は、表3-2-5のとおりである。

表3-2-5 その他の地域における届出状況

年度	宅地造成		ゴルフ場建設		事務所等 用地造成		土石採取		その他		計	
	件	面積 ha	件	面積 ha	件	面積 ha	件	面積 ha	件	面積 ha	件	面積 ha
8	4	7.3	0	0.0	4	17.8	4	35.9	2	8.6	14	69.6
9	3	7.1	0	0.0	3	5.1	2	15.6	1	39.9	9	67.7
10	4	12.6	0	0.0	6	22.6	2	28.4	1	1.5	13	65.1
11	0	0.0	0	0.0	2	4.3	3	15.6	0	0.0	5	19.9
12	2	13.1	0	0.0	1	1.1	3	24.1	2	7.6	8	45.9

(3) 自然環境保全のための土地の買上げ等

県では、昭和53年度、平成元年度の2度にわたり、大野市上打波の刈込池周辺（白山国立公園の第一種特別地域内）268.3haを買上げ、すぐれたブナ林を保全するとともに、解説板等を設置し、自然とのふれあいや自然学習の場としての活用を図っている。

こうした取組みは、近年では県下の市町村でも徐々に行われつつあり、平成8年度には、大野市が平家平のすぐれた自然環境を保全するため、196haを買い上げている。

また、池河内湿原は県内でも傑出した貴重な自然環境を有しており、福井県自然環境保全地域に指定されている。県では、この貴重な湿原を保全するため、管理用木道（604m）を整備するとともに、地元区に水路の草刈り等の管理を委託している。

2 森林資源の保全・整備

(1) 多様な森林整備

森林は、木材の供給をはじめとして、県土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供など、県民生活に密接な関わりを有しており、こうした森林の多様な機能

を發揮するためには、適正な森林の保全・整備が不可欠となっている。

このため、造林事業等により、保育・間伐の推進をはじめ、複層林施業や天然林施業等を通じた保水能力の高い森林の育成・整備など、多様な森林整備を推進している。

(2) 保安林の指定とその保全、管理

森林の機能を高度に發揮させるため、国の第5期保安林整備計画（平成6～15年度）に基づき、保安林（県内では、平成13年3月末現在、民有林100,443ha、国有林37,643haの森林が指定）の整備を計画的に進めている。

また、保安林の働きを十分に發揮させるためには、より一層行き届いた施業と管理が必要であり、さらに、地形や地質等の条件が悪く機能が十分に發揮されていない保安林では、機能を回復させるための整備が必要である。

このため、県では、第九次七箇年計画（平成9～15年度）により、治山事業（山地治山、防災林造成、保安林整備等）を積極的に行っていくとともに、山地防災ヘルパー及び山地災害情報モニターからの情報収集と森林保全巡視員による森林のパトロールを実施している。

(3) 砕石、土採取場跡地の緑化

砕石および石材は、道路の路盤材あるいはコンクリートに混入する骨材等として用いられており、社会資本の整備に必要不可欠の資源となっている。しかし、その原料である岩石の採取に当たっては、大規模な森林開発を要する 경우가多く、森林の保全との調整が重要である。

県内では、26か所の露天掘の岩石採取場が現在稼行中であり、主に山腹の森林を伐採した後、表土を除去して地下の岩石を採取する形態となっている。

それぞれの事業者は採石法に基づいて採取計画を都道府県知事に提出し、認可を受けて操業しているほか、県条例によって一定面積以上の場合には環境影響評価の実施が義務付けられている。

採取にあたっては、計画に従って岩石の採取が最終岩壁に達した部分から順次緑化を実施して、採掘終了後の緑化を図るよう指導している。

土の採取については、県土採取規制条例により、土の採取に伴う災害が発生するおそれのある区域を土採取規制区域（県内24区域）として指定している。

規制区域内において土の採取を行おうとする者は、知事の認可を受けなければならない。また、土の採取に伴う災害防止および県民の生活環境の保全のために適切な措置が取られること、採取跡地の整備を適切に行うことが義務づけられている。樹木のうち景観上重要と思われる樹木については、その全部または一部の保存を極力図ること、採取跡地については植草、植樹や種子吹付けなどにより、緑化を図るよう指導している。

さらに県では、砕石、土採取が適正に行われるように、巡回パトロール等を通じて、事業者等に対し指導・監督を行っている。

3 農村環境の保全

(1) 自然環境を活かした農村づくり

農村は、自然の物質循環を基礎とした農業生産活動を通じて、食料の安定供給はもとより国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しており、人々の生活に不可欠なものである。

このため、人々に安らぎと潤いを与えてくれる豊かな水と緑の空間や自然景観が溢れる農村環境を創造し保全していくことは、地域住民だけでなく農業農村にゆとりと安らぎを求める都市住民にとっても極めて重要である。

そこで、中山間地域総合整備事業や農村振興総合整備事業および農業集落排水事業等により多面的機能の維持保全を図り、豊かな水・緑やゆとりのある空間を活かした農村づくりに努めて

いる。

また、農村における生態系の観察や、田んぼや用水の働きを学ぶ学習活動に対して支援を行い、農村環境に対する理解を深めるとともに、農村の持つ多面的機能の啓蒙普及に努めている。

(2) 環境との調和に配慮した農村の整備

農村は、水田や里山、屋敷林、生け垣、水路、ため池、畦や土手・堤といった多様な環境が有機的に連携し、多くの生物相が育まれている多様な生態系が形成されてきた。

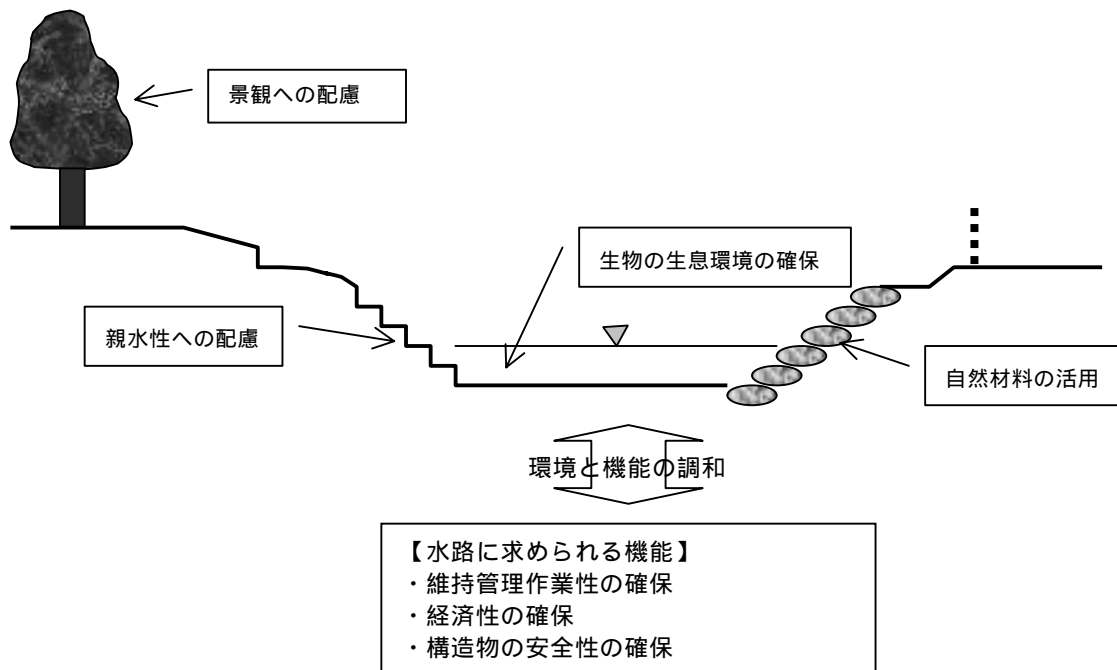
しかし、近年の開発や整備により生息・生育地の縮小や分断化等による野生生物種の個体群の絶滅の危機が進行しつつある。

このため、農村の整備に際しては、可能な限り環境への負荷を回避または低減する措置を講ずるとともに、これまで失われた環境を回復し更には良好な環境を形成して動植物の生態に十分な配慮を行う等、環境との調和に十分配慮しながら農村の整備を進めている。

図3 - 2 - 6 足羽川堰堤土地改良区連合・福井市文殊小学校「生態系観察会」
(H13.10.26)



図3 - 2 - 7 環境との調和に配慮した石積み水路の例



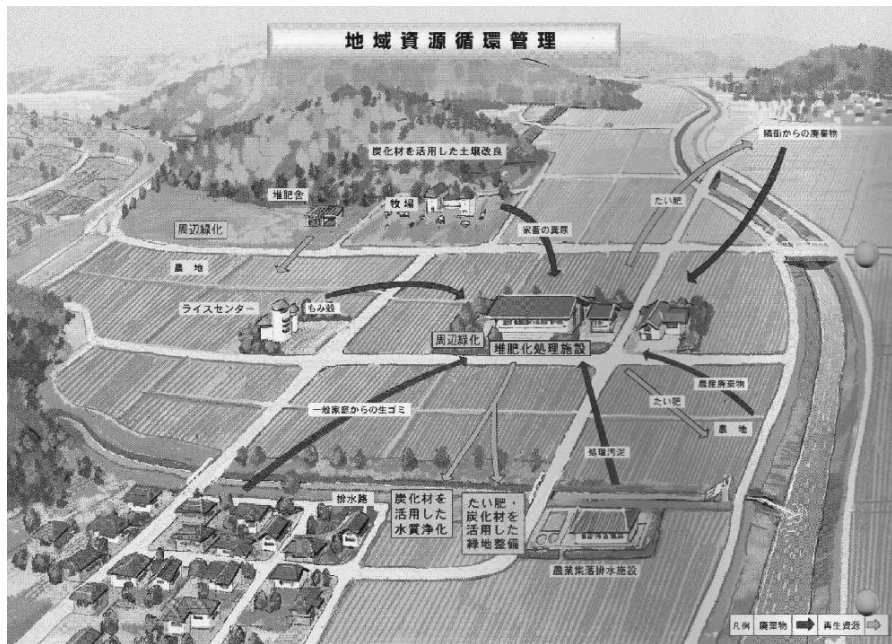
(3) 環境調和型農業の推進

農業による環境への負荷を軽減するとともに、安全で安心な食料の生産拡大を図るため、化学肥料や農薬の投入を抑えた生産技術の普及と併せ、家畜排せつ物や生ゴミ等の未利用有機性資源を堆肥化し、それを効率的・広域的に利活用するシステムを構築していく。

また、減化学肥料栽培、減農薬栽培、有機性資源の活用による土づくり等の環境調和型農業に取り組む農業者の育成を図るとともに、特別栽培農産物の認証制度の確立、生産者と消費者の相互理解の促進を図っている。

なお、地球規模での環境問題に対応する観点から、持続性の高い農業生産の普及・推進と併せ、生分解性ポットやマルチの利用等により環境に配慮した資材の利用や防除法を推進している。

図3-2-8 未利用有機性資源の循環利用



4 水辺環境の保全

(1) 河川における自然環境の保全

ア 生態系や親水性、景観等に配慮した工法の推進

河川改修や河川環境整備事業の実施に当たり、生態系や周辺の利用状況に配慮するため、自然石の利用など自然を活かした川づくりに努めるとともに、親水性が確保できる施設の整備を進めている。平成13年度の施行例は表3-2-9のとおりである。

表3-2-9 河川改修・河川環境整備における事例

施工河川	内 容
一乗谷川	特別史跡「一乗谷朝倉氏遺跡」を貫流する区間について、ふるさとの川整備事業の認定を受け、「戦国の川の再現」を目指して発掘された石を採用するなど、史跡公園と一体的な整備を推進
日野川（南条）	自然とふれあえる河川をめざし、河川敷に手軽に降りていけるような親水性のある護岸の整備を推進

イ 水生生物の生息に必要な水の流れの確保

市街地等を流れる中小河川では、コンクリートの護岸に覆われ、また、水深も浅いことから、自然環境が損なわれ、水質も悪化している区間がみられる。このような区間において、自然な河岸や瀬と淵を創出し、良好な河川環境を再生することを試みており、福井市の狐川、武生市の河濯川では、低水路を設けて、水深や流速の確保を増大させることにより、自然浄化機能の回復と魚が泳げる水深の確保を図っている。

(2) 海岸における自然環境の保全

海岸保全施設は、本来、国土の保全を目的に整備されるものであるが、近年、レジャー指向が強まり、海岸も重要な余暇空間として位置付けられるとともに、海岸には魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な動植物が生息していることから、海岸に配置される施設についても、環境に対する配慮が求められている。

海浜空間をよりよい環境として維持・保全していくため、鮎川海岸等では、高い堤防や消波ブロックなど、陸域から海岸へのアクセスの障害となる構造物は極力廃し、緩傾斜護岸や階段工等の設置等を進めることによって、水辺空間を身近に実感できるよう配慮している。

また、自然景観や生態系を考慮し、人工リーフ（潜堤）など、自然環境を保全しながら海岸づくりを行うとともに、自然と人間が共生する海浜空間の形成を進める保全計画を推進している。（表3 - 2 - 10）

表3 - 2 - 10 自然環境や景観に配慮した海岸保全事業

海岸名	事業主体	H12 実施内容	H13 計画内容
鮎川海岸	県	緩傾斜護岸 L = 168.0m	緩傾斜護岸 L = 150.0m
長須浜海岸	県	人工リーフ L = 68.0m	
甲楽城海岸	県	離岸堤 L = 80.0m	離岸堤 L = 20.0m 緩傾斜護岸 L = 76.0m

第3節 自然とふれあえる場の確保

1 自然公園等の整備

(1) 自然公園内の施設等の整備・管理

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その健全な利用を増進することを目的としている。とくに、近年、余暇時間が増大するなかで、人々の自然志向が高まり、自然公園施設へのニーズが多様化している。このため、より快適で質の高い施設の整備に努めている。

(表3-2-11)

表3-2-11 自然公園の施設整備の状況(平成12年度実施分)

公園名	場所(公園事業名)	整備施設
白山国立公園	勝山市平泉寺(平泉寺経ヶ岳線歩道)	歩道
若狭湾国定公園	敦賀市~美浜町~三方町(近畿自然歩道)	歩道、標識
	美浜町松原(近畿自然歩道)	公衆便所
	三方町食見(食見園地)	園地、歩道、休憩所
越前加賀海岸国定公園	三国町安島(東尋坊野営場)	公衆便所、電気設備
	河野村甲樂城(甲樂城園地)	公衆便所
奥越高原県立自然公園	大野市西勝原(勝原荒島線歩道)	歩道
	和泉村下半原(箱ヶ瀬園地)	園地
自然公園区域外	鯖江市~武生市~今立町(中部北陸自然歩道)	標識
	小浜市~三方町~美浜町~敦賀市(近畿自然歩道)	標識、休憩所

(2) 滞在型の拠点施設の整備

特に、恵まれた自然の中で家族やグループで、ゆっくりと自然にふれあえる施設として和泉村に朝日前坂家族旅行村(昭和61年度)、名田庄村に八ヶ峰家族旅行村(平成3年度)、大飯町にふるさと海浜公園(平成4年度)が整備されている。

また、平成5年度より(財)国民休暇村協会、福井県、三国町が一体となって宿泊施設、野営場、園地等の整備を行い、平成9年7月に「休暇村 越前三国」として開村した。

さらに、大野市の小池野営場は、既存の施設が老朽化したため、平成8年度に施設をリニューアルするとともに、新たにオートキャンプ場を整備した。

(3) 長距離自然歩道の整備

多くの人々が、四季を通じて手軽に、楽しくかつ安全に歩くことにより、沿線の豊かな自然環境、景観さらには歴史や文化にふれられるよう、全国的に長距離自然歩道の整備が進められている。本県においても、中部北陸自然歩道については平成7年度より、また、近畿自然歩道については平成10年度より整備を進めている。

長距離自然歩道整備計画

歩道名	県内ルート	整備内容	整備年度
中部北陸自然歩道	金津町~敦賀市 227.0 km	標識設置 歩道改良 路傍休憩所	平成7年度~ 平成13年度
近畿自然歩道	敦賀市~高浜町 115.9 km	標識設置 歩道改良 路傍休憩所	平成10年度~ 平成13年度

2 森林や水辺等とのふれあい

(1) 水辺の楽校プロジェクトの推進

現代の子供たちは、屋外や集団で遊ばない傾向にあり、このことが自然体験、生活体験の不

足につながっている。

そこで、自然環境あふれる安全な水辺の創出と、子供たちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築を図ることを目的に、水辺に近づける護岸等の整備を進めている。

水辺の楽校の事例

大野市の真名川において、学校関係者、地域住民、NPOなど地域の方々が協力して、水辺がこどもたちの自然体験の場、遊びの場として活用されるような地域連携体制を構築するとともに、自然の状態を極力保全しながら瀬や淵、せせらぎ等の多様な河川形態の創出や水辺へのアクセスを改善するための緩傾斜河岸を整備することにより、こども達が自然と出会える安全な水辺をつくる。

(2) 溪流の整備

溪流は、その水が人々の日常生活に利用されているばかりでなく、多種多様な生物の生息の場でもあり、潤いとやすらぎのあるせせらぎ空間を創出する源にもなっている。

そこで、このような溪流を軸とした潤いのある豊かな生活空間を創出し、中山間地域の活性化に寄与するため、洪水時の土砂流出は抑制するが、通常時には適切な土砂の供給により生態系の保全を図る「透過型ダム」の採用や、樹林帯の土砂災害防止機能を利用しながら同時に良好な自然環境を創出する砂防樹林帯を整備する「緑の砂防ゾーン創出事業」を実施している。

平成 13 年度の事例

緑の砂防ゾーン創出事業：河内川、鍋倉谷川

(3) 里地・里山等の二次的自然の保全

山村の過疎化に伴う生産活動の低迷によって、森林の管理が手薄になっていく反面、レクリエーションや違法な行為を目的とした森林への入り込みが多くなっており、それに伴うトラブルが増加している。

このため、地域住民等を含め地域が一体となった森林保全活動が不可欠となっており、県と市町村は、パトロール等により保全活動を展開、支援している。

また、森林の転用・開発に当たって、林地開発許可や保安林制度等の手続きが必要なものについては、森林の持つ公益的な機能と周辺の自然環境に配慮したものに指向するよう指導するとともに、地域住民による保全活動とも連携しつつ、里地・里山等の二次的自然の保全を図り、生き物と親しむことができる場の確保に努めていく。

(4) 森林の整備

ア 森林空間総合整備事業

自然とのふれあいの場として、森林の利用に対する県民の多様なニーズが高まっていることから、森林とのふれあいの場、活動の場、学習の場などとして、森林空間を活用した施設の整備が必要となっている。

このため、鯖江市の農林業体験学習館「ラポーゼかわだ」と連携し、平成 9 年度から、花木の森や四季折々の表情が楽しめる森の造成、簡易な休憩施設の整備、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道等の整備を進めている。

イ 環境保全保安林整備事業

市街地等の周辺に存在する森林は、山地災害等が発生すると甚大な被害を及ぼす危険性が高い。また、反面、この森林は、市街地等の良好な生活環境の形成に重要な役割を果たしている。

このため、山地災害の防止に加え、災害発生時の避難地としての役割を果たす防災広場、火災の延焼遮断等の災害緩衝地としての防災森林の造成等の整備を図るとともに、森林の保健機能をはじめ、国土保全、水源かん養機能等の森林の公益的な働きを高度に発揮できる森林の造成、改良等の整備を図っている。(図 2 - 8 - 3 参照)

(5) 自然とのふれあいの促進

ア イベント等の開催

近年、すぐれた自然に親しむ各種のイベントが県内各地で、活発に行われるようになってい
るが、平成 12 年度に県が主催して実施した主な行事は下表のとおりである。

表 3 2 12 すぐれた自然に親しむイベント（平成 12 年度）

行 事 名	場 所	日 程	内 容
全国一斉アルコロジー運動 福井県大会	福 井 市	6/4	歩くことで自然を認識する
全国自然歩道を歩こう 福井県大会	今 庄 町	10/22	全国の自然や文化に恵まれた自然歩道を 歩く
自然に親しむ運動	各 市 町 村	7/21-8/20	自然環境の保護と利用につき国民の理解 を深める
自然とふれあうみどりの日の 集い	各 市 町 村	4/23-29	「みどりの日」を記念し自然の恩恵に感 謝する
自然観察会	各 市 町 村	年 4 回	福井のすぐれた自然に親しむ (動植物の観察、自然の風景を巡る)
自然レクリエーション	織 田 町	10/14	きのこを探そう
親子自然教室	各 市 町 村	年 4 回	親子で自然観察 (けものウォッチングなど)
天体観望会	自然保護センター	年 45 回	大型望遠鏡で天体を観察する
プラネタリウム投影	自然保護センター	年 169 回	季節の星空を知る
天文教室	自然保護センター	年 5 回	天体の観察方法を学ぶ
特別天体観望会	自然保護センター	年 5 回	しし座流星群・リニア彗星を見る
自然観察の森ガイド	自然保護センター	年 96 回	自然観察の森の動植物を観察する
スノーケリング講座	海浜自然センター	年 18 回	スノーケリングによる浅海域の自然体験 学習
親子ふれあい教室	海浜自然センター	年 9 回	親子で自然観察(磯釣り体験など)
ふれあい体験教室	海浜自然センター	年 96 回	校外活動の一環としてセンター展示物を 活用し、海の自然保護の普及啓発を図る
青少年育成講座	海浜自然センター	年 21 回	青少年を対象に自然に親しむ講座の開催
全国野鳥保護のつどい イベント	各 市 町 村	年 8 回	野鳥観察会の開催